

調査の概要

学校基本調査は、文部科学省が統計法に基づく指定統計第13号として、昭和23年度から毎年実施されている調査です。

1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 調査の期日

平成20年5月1日（ただし、「卒業後の状況調査」は前年度間卒業者について調査。）

3 調査の範囲

すべての国・公立、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校

4 調査の方法、事項、申告者

調査の種類	調査事項	申告者
学校調査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者及び修了者数	学校長
学校通信教育調査	学校数、在学者数、教職員数	学校長
不就学学齢児童生徒調査	就学免除者、猶予者の状況、居所不明及び死亡した学齢児童生徒数等	市町村教育委員会
学校施設調査	学校の土地、建物の用途面積等	公立学校は学校長、 私立学校は設置者
卒業後の状況調査	中学校、高等学校卒業生等の進学、就職等の状況	学校長

（注）公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園については、学校施設調査は実施しない。